〇東大阪市生活環境保全等に関する条例
昭和48年４月20日東大阪市条例第９号
東大阪市生活環境保全等に関する条例

目次
第１章　総則
第１節　通則（第１条・第２条）
第２節　市長の責務（第３条―第13条）
第３節　事業者の責務（第14条―第19条）
第４節　市民の責務（第20条・第21条）
第５節　市長、事業者及び市民の協働（第22条）
第２章　公害発生源等の規制
第１節　工場等の規制（第23条―第40条）
第２節　その他の規制（第41条―第43条）
第３章　地下水の採取の規制（第44条―第50条）
第４章　削除
第５章　雑則（第53条―第57条）
第６章　罰則（第58条―第63条）
附則

第１章　総則
第１節　通則
（目的）
第１条　この条例は、東大阪市環境基本条例（平成13年東大阪市条例第８号。以下「基本条例」という。）の本旨を達成するため、生活環境保全等に関し、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止に係る規制その他の措置を講じ、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　生活環境保全等　生活環境保全及び地球環境保全をいう。
（２）　生活環境保全　公害を防止すること等により大気、水、土壌等を良好な状態に保持することをいう。
（３）　地球環境保全　基本条例第２条第３号に規定する地球環境保全をいう。
（４）　公害　基本条例第２条第２号に規定する公害をいう。
（５）　都市・生活型公害　自動車の排出ガスによる大気の汚染、騒音その他の交通公害、生活排水による河川の水質の汚濁、日常生活に伴って発生する騒音等をいう。
（６）　環境への負荷　基本条例第２条第１号に規定する環境への負荷をいう。
（７）　工場等　工場又は事業場をいう。
（８）　指定工場等　規則で定める工場等をいう。
（９）　揚水設備　動力を用いて地下水を採取するための設備（井戸を含む。）をいう。
第２節　市長の責務
（基本的責務）
第３条　市長は、あらゆる施策を通じて生活環境保全等に努めることにより、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる環境を確保しなければならない。
（率先行動）
第４条　市長は、自ら事業活動を行う場合には、率先して、省資源及び省エネルギーを図ること等により地球環境保全に努めなければならない。
（規制措置等）
第５条　市長は、公害の原因となる物質等の排出等に関する規制その他公害の防止に関する必要な規制の措置を講じなければならない。
２　市長は、都市・生活型公害の防止のため、必要な施策を講ずるものとする。
（監視測定体制の整備等）
第６条　市長は、公害の状況をは握し、及び公害防止のための規制措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査及び研究の体制の整備に努めるとともに、公害の防止に資するため技術者の養成に努めなければならない。
（監視等の実施）
第７条　市長は、公害の予測、防止、施策の策定その他生活環境保全に関する事項について必要な監視、測定及び調査を計画的に行わなければならない。
（環境の状況等の公表）
第８条　市長は、前条及び次条の規定に基づく監視、測定又は調査の結果明らかになった環境の状況を速やかに公表しなければならない。
２　市長は、法令又はこの条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その違反の事実

及びその者を公表しなければならない。
（新たな公害問題についての対応）
第９条　市長は、新たな公害問題について、速やかな環境への影響調査その他必要な措置を講じなければならない。
（環境管理の促進）
第10条　市長は、事業者の自主的な環境管理を促進するため、環境管理に関する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。
２　市長は、自主的に環境管理を実施している事業者のうち、特に優良な事業者については表彰するものとする。
（中小企業者に対する助成）
第11条　市長は、中小企業者が行う公害の防止について、資金のあっせん、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、小規模企業者に対し、特別の配慮をするものとする。
（苦情及び紛争の処理）
第12条　市長は、他の行政機関と協力して、公害に係る苦情及び紛争について迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならない。
（国等との協力）
第13条　市長は、生活環境保全等を図るため必要があるときは、国又は他の地方公共団体に協力を要請するとともに、国又は他の地方公共団体から協力を要請された場合には、これに応じるものとする。
第３節　事業者の責務
（基本的責務）
第14条　事業者は、生活環境保全に関する意識を高め、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、法令又はこの条例に違反しないことを理由として、公害の防止について最大限の努力を怠ってはならない。
３　事業者は、地球環境保全に関する意識を高め、その事業活動において省資源及び省エネルギーを図ること等により地球環境保全に努めなければならない。
（管理及び監視義務）
第15条　事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。
（自主的な環境管理）
第16条　事業者は、環境への負荷の低減を図るため、自主的な環境管理に努めなければならない。
（協力義務）
第17条　事業者は、市長その他の行政機関が実施する生活環境保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。
（紛争の解決）
第18条　事業者は、その事業活動による公害に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。
（公害防止協定）
第19条　事業者は、公害の防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。
第４節　市民の責務
（基本的責務）
第20条　市民は、生活環境保全に関する意識を高め、その日常生活において生活環境保全に努めなければならない。
２　市民は、地球環境保全に関する意識を高め、その日常生活において省資源及び省エネルギーを図ること等により地球環境保全に努めなければならない。
（協力義務）
第21条　市民は、市長その他の行政機関が実施する生活環境保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。
第５節　市長、事業者及び市民の協働
第22条　市長、事業者及び市民は、都市・生活型公害の防止及び地球環境保全に向け協働して取り組んでいかなければならない。
第２章　公害発生源等の規制
第１節　工場等の規制
（規制基準の遵守）
第23条　工場等を設置している者は、当該工場等から規則で定める規制基準をこえる公害の原因となる物質等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。
（ばい煙の拡散抑制）
第24条　工場等を設置している者は、当該工場等において発生するばい煙の排出による大気の汚染を防止するにあたっては、当該ばい煙を大気中に拡散又は希釈することをもって、大気汚染の防止措置をとったものと解してはならない。

（排出水の希釈抑制）
第25条　工場等を設置している者は、当該工場等からの排出水による水質の汚濁を防止するにあたっては、当該排出水を希釈して排出することをもって、水質汚濁の防止措置をとったものと解してはならない。
（屋外作業の禁止）
第26条　工場等においては、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させ、又は飛散させる作業であって、規則で定める作業をしてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ないと認められる場合であって、騒音、振動又は粉じんの発生又は飛散を最小限にする方法により行なう場合は、この限りでない。
（地下浸透の禁止）
第27条　工場等を設置している者は、カドミウムその他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、規則で定めるものを含む汚水又は廃液（これらを処理したものを含む。以下同じ。）を地下に浸透させてはならない。
（指定工場等設置の許可）
第28条　指定工場等を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の基準）
第29条　市長は、前条第１項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えてはならない。
（１）　当該指定工場等から発生し、排出し、又は飛散する公害の原因となる物質等が規制基準（この条例に定めのないものについては、公害関係法令に定める規制基準とする。）に適合しないと認めるとき。
（２）　当該指定工場等が規則で定める条件に適合しないとき。
（許可の条件）
第30条　市長は、第28条第１項の許可をするにあたっては、公害の防止を図るため必要な限度において、条件を附することができる。
（指定工場等変更の許可）
第31条　第28条第１項の許可を受けた者（附則第２条第２項の規定により許可を受けた者とみなされる者を含む。第34条第１項を除き、以下同じ。）は、その許可に係る規則で定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
２　第29条及び前条の規定は、前項の許可をする場合について準用する。
（許可手数料）
第32条　第28条第１項又は前条第１項の許可を申請しようとする者は、50,000円以内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。
２　市長は、次の各号の一に掲げる場合には、前項に定める手数料を免除することができる。
（１）　国又は地方公共団体の行なう事業に係るものであるとき。
（２）　前条第１項の許可の申請に係る事項がもっぱら公害の防止を目的とするものであると認めるとき。
（氏名等の変更及び指定工場等の廃止の届出）
第33条　第28条第１項の許可を受けた者は、氏名若しくは住所（法人にあっては名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）若しくは指定工場等の名称を変更したとき又は当該指定工場等を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（操業等の制限）
第34条　第28条第１項又は第31条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
２　市長は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る指定工場等の許可の内容及び条件に適合しているかどうかを検査しなければならない。
３　第１項に規定する者は、前項の規定による市長の検査に合格した後でなければ、当該指定工場等を操業し、又は当該指定工場等の変更部分を使用してはならない。
（承継）
第35条　第28条第１項の許可を受けた者からその許可に係る指定工場等の全部を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。
２　第28条第１項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る指定工場等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該指定工場等の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
３　前２項の規定により、第28条第１項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
（表示板の掲出）
第36条　第28条第１項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、所定の事項を記載した表示板を当該指定工場等の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。
（事故時の措置）
第37条　工場等を設置している者は、当該工場等の施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、周辺の区域における人の健康又は生活環境に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じるとともに、すみやかにその事故の状況及び応急措置の内容を市長に届け出なけれ

ばならない。
２　前項の届出をした者は、その届出に係る事故についての復旧工事が完了したときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。
３　市長は、第１項に規定する事故が発生した場合において必要があるときは、当該工場等を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（改善勧告）
第38条　市長は、工場等を設置している者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置、作業の方法又は燃料の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
（１）　第23条に規定する規制基準を超える公害の原因となる物質等を発生し、排出し、又は飛散しているとき。

（２）　第26条に違反して屋外作業をしているとき。
（３）　第27条に規定する汚水又は廃液を地下に浸透させるおそれがあると認めるとき。
（４）　第30条（第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定により附した条件に違反しているとき。
（改善命令等）
第39条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置、作業の方法又は燃料の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
２　市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないとき、第27条に違反して汚水又は廃液を地下に浸透させたとき、又は指定工場等を設置している者が第31条第１項の規定に違反して同項の規定による規則で定める事項を変更したときは、第28条第１項の許可を取り消し、又は当該工場等の作業の一時停止を命ずることができる。
（移転命令等）
第40条　市長は、第28条第１項の許可を受けないで指定工場等を設置している者又は前条の規定により第28条第１項の許可を取り消された者に対し、当該工場等の移転、操業の停止その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
第２節　その他の規制
（工場等建物の所有者の責務）
第41条　自己の所有する建物を他人に工場等として使用させる場合においては、その建物の所有者は、当該建物の構造を原因として公害の原因となる物質等が発生し、又は飛散することがないようにしなければならない。
２　市長は、前項に規定する建物の構造を原因として当該工場等から規制基準をこえる公害の原因となる物質等が発生し、又は飛散していると認めるときは、当該建物の所有者に対し、期限を定めて、建物の構造の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
（事業委託者の責務）
第42条　事業者は、資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい法人若しくは個人たる中小企業者に対し、業として次の各号の一に掲げる行為を委託する場合においては、当該委託を受けて同号の行為を行なう中小企業者（以下「下請事業者」という。）の工場等から公害の原因となる物質等が発生し、排出し、又は飛散しないよう公害の防止を図るため必要な措置を講じなければならない。
（１）　その者が業として行なう販売又は製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
（２）　その者が業として行なう販売若しくは製造の目的物たる物品若しくは半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造又は修理
２　前項の場合について、市長は、下請事業者の工場等から規制基準をこえる公害の原因となる物質等が発生し、排出し、又は飛散していると認めるときは、当該委託をした事業者に対し、期限を定めて、公害の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
（屋外燃焼行為の禁止）
第43条　何人も、屋外において大量に物を燃焼させてはならない。ただし、これらの物を燃焼させることがやむを得ないと認められる場合であって、ばい煙の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。
２　市長は、前項の規定に違反して屋外における燃焼行為が行なわれていることにより、その周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該違反行為を行なっている者に対し、警告を発し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
第３章　地下水の採取の規制
（許可）
第44条　何人も、揚水設備により地下水を採取してはならない。ただし、規則で定める地域内における規則で定める用途に供するための地下水の採取であって、井戸の深さ及びストレーナーの位置並びに揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上あるときは、それらの断面積の合計とする。）が規則で定める技術的基準に適合しているものと認めて市長が許可したときは、この限りでない。
２　市長は、前項ただし書の許可をするに当たっては、地盤沈下を防止するため必要な限度において、条件を附することができる。

（許可の申請）
第45条　前条第１項ただし書の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
２　前条第１項ただし書の許可を申請しようとする者は、2,000円以内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。
（氏名等の変更の届出）
第46条　第44条第１項ただし書の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、その氏名又は住所（法人にあっては名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（許可の失効）
第47条　採取者が第44条第１項ただし書の許可を受けた揚水設備（以下「許可揚水設備」という。）につき、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該許可揚水設備に係る同項ただし書の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。
（１）　許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。
（２）　許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとしたとき。
（３）　許可揚水設備を廃止したとき。
（承継）
第48条　採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。
２　採取者について相続、合併又は分割（当該許可揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可揚水設備を承継した法人は、採取者の地位を承継する。
３　前２項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
（停止等の勧告）
第49条　市長は、地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、採取者に対し、地下水の採取の停止、採水量の減少その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
（採取禁止命令等）
第50条　市長は、偽りその他不正な手段により第44条第１項ただし書の許可を受けた者又は同条第２項の規定により附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
２　市長は、第44条第１項ただし書の規定に違反してその許可を受けず、又は同条第２項の規定により附した条件に違反して地下水の採取が行われている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対し、当該揚水設備による地下水の採取の禁止を命ずることができる。
第４章　削除
第51条及び第52条　削除
第５章　雑則
（措置要請）
第53条　市民は、公害により、人の健康又は生活環境に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市長に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
２　市長は、前項の要請に基づいて、工場等における公害の状況等の調査及び工場等に関する指導等を行なった場合には、それらの状況その他必要な事項を当該市民に通知するものとする。
（立入検査等）
第54条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場等、建設工事現場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、施設その他の物件及びその場所で行なわれている行為の状況を調査若しくは検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行なわせることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
（報告の徴収）
第55条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者及び採取者に対し、必要な事項を報告させることができる。
（審議会への諮問等）
第56条　基本条例第25条に規定する東大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、この条例に関する重要事項を調査審議するものとする。
２　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
３　市長は、第２条第８号、第23条、第26条、第27条、第29条第２号、第32条第１項、第44条第１項ただし書及び第45条第２項の規定による規則を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。
（委任）
第57条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
第６章　罰則
第58条　第40条の規定による命令に違反した者は、２年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
第59条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（１）　第28条第１項の許可を受けないで指定工場等を設置した者
（２）　第31条第１項の許可を受けないで同項の規定による規則で定める事項を変更した者
（３）　第39条第１項又は第２項の規定による命令又は処分に違反した者
（４）　第44条第１項ただし書の許可をうけないで揚水設備により地下水を採取した者
（５）　第50条第２項の規定による命令に違反した者
第60条　次の各号の一に該当する者は、３月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。
（１）　第27条の規定に違反して汚水又は廃液を地下に浸透させた者
（２）　第37条第３項の規定による命令に違反した者
（３）　第43条第２項の規定による命令に違反した者
第61条　次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。
（１）　第34条第３項の規定に違反して同条第２項の検査を受けないで指定工場等を操業し、又は指定工場等の変更部分を使用した者
（２）　第54条第１項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（３）　第55条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第62条　第35条第３項又は第48条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30,000円以下の罰金に処する。
第63条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前５条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
附則
（施行期日）
第１条　この条例は、公布の日から起算して６月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第４章の規定については、公布の日から施行する。
（昭和48年規則第46号で昭和48年10月１日から施行）
（経過措置）
第２条　この条例の施行の際現に指定工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした者は、第28条第１項の許可を受けた者とみなす。
第３条　この条例の施行の際現に揚水設備により地下水の採取を行なっている者（設置の工事をしている者を含む。）は、前項で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした者は、規則で定める日までの間に限り、当該揚水設備につき第45条第１項ただし書の許可を受けた者とみなす。
（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）
第４条　執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附則（昭和51年11月１日条例第34号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の際現に設置されている工場等については、改正後の東大阪市公害防止条例第38条第３号及び第39条第２項の規定のうち、汚水又は廃液の地下浸透に関する部分は、昭和52年３月31日までの間は適用しない。
附則（平成３年３月28日条例第10号）
１　この条例は、平成３年７月１日から施行する。
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成４年３月31日条例第３号）
１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成９年３月31日条例第11号）
１　この条例は、平成９年５月１日から施行する。
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成13年３月31日条例第17号）
この条例は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、東大阪市環境基本条例（平成13年東大阪市条例第８号）附則ただし書に規定する日から施行する。
（平成13年規則第36号で平成13年８月１日から施行）
附則（平成13年７月30日条例第32号）
この条例は、公布の日から施行する。